

Go To Eat 飲食店側の会計処理

こんにちは！飲食専門税理士の古殿哲士です。今回は、Go To Eat キャンペーンについて「飲食店側」の会計処理を解説させていただきます。まず、キャンペーンの内容は2つです。1つは「ネット予約すれば次回から使えるポイント付与」、もう1つは「25%のプレミアム付き食事券の販売」です。それでは、早速それぞれのタイミングでの会計処理を確認しましょう！

ポイント に関連する飲食店側の会計処理

①オンライン予約後、夜来店したお客さんが飲食をして飲食代11,000円を払った時(来店1回目)

【借方】現金 11,000 / 【貸方】売上 11,000

※来店確認でお客さんにポイントが付与されるため、飲食店側でポイントについての仕訳はありません。

②①の後、お客さんがポイント2,000円を使用して12,000円の飲食をした時

【借方】現金 10,000 / 【貸方】売上 12,000

【借方】売掛金 2,000 /

キャンペーンで付与されたポイントが使用された場合、そのポイント使用額は後日飲食店予約サイトから入金されるため、「売掛金」で処理します。ポイントが使用された場合であっても、料理代的全額12,000円が売上となることが重要です！

③②の後、ポイント分の2,000円が口座に入金された時

【借方】普通預金 2,000 / 【貸方】売掛金 2,000

Go To Eatキャンペーンについて、飲食店側の会計処理を確認してきました。理屈で考えれば、特殊な処理ではなく、ごく普通の処理と言えるでしょう！これまでコロナで売上が落ち込んだ分、このキャンペーンを使っていい波に乗っていきたいですね！

食事券 に関連する飲食店側の会計処理

①お客さんが来店して20,000円分の飲食をしたが、食事券1セット12,500円分を使って残りの7,500円を現金で支払った時

【借方】現金 7,500 / 【貸方】売上 20,000

【借方】売掛金12,500 /

食事券の12,500円はポイントの場合と同じく、飲食店が食事券発行事業者から後日受け取ることになるため、「売掛金」で処理します。

※食事券は地域の販売窓口で販売され消費者が購入することになりますが、消費者に食事券が付与されたタイミングで飲食店側の仕訳は不要です。

②①の後、食事券分の12,500円が口座に入金された時

【借方】普通預金 12,500 / 【貸方】売掛金 12,500